

●令和4・5・6年度建設工事における等級格付基準及び級別発注標準等について●

飯田市建設工事等入札制度合理化対策要綱における等級格付を行う場合の点数区分等は、次のように取り扱います。

- 1 令和4・5・6年度の飯田市の建設工事に関わる等級格付は、経営事項等評価結果通知書の総合評定値を長野県(以下「県」という。)の令和4・5・6年度等級格付基準点数表区分(下記別表1)に当てはめ、等級格付を行います。
 ただし、飯田市内本店の業者について、県の資格総合点数(県が独自で設定する新客観点数を加算したもの)が付与されている場合は、当該点数をもって等級格付を行います。資格総合点数のない工種は、総合評定値に新客観点数を加算した点数を用います。
 ＊飯田市建設工事等入札制度合理化対策要綱第5条第1項及び第2項
- 2 中間申請による入札参加資格(等級格付)の有効期間は、令和6年6月1日から次期資格者名簿が発行されるまでとします。また、この名簿の等級格付による発注は、令和6年6月1日以降に公告または指名通知する一般競争入札及び指名競争入札の案件から適用します。
- 3 級別発注標準は、各等級別に別表2のとおりとします。

(別表1) 建設工事業者の等級格付基準点数表

建設業法の工事の種類	等級格付	基準点数	
		4・5・6年度	元・2・3年度
土木一式	A	1007以上	953以上
	B	842 ～ 1006	812～952
	C	759 ～ 841	741～811
	D	675 ～ 758	657～740
	E	674以下	656以下
建築一式	A	949以上	915以上
	B	818 ～ 948	798～914
	C	751 ～ 817	737～797
	D	671 ～ 750	665～736
	E	670以下	664以下
ほ装	A	970以上	926以上
	B	850 ～ 969	825～925
	C	849以下	824以下
電気 電気通信	A	819以上	820以上
	B	707 ～ 818	703～819
	C	706以下	702以下
とび・土工・コンクリート工事	A	872以上	841以上
	B	775 ～ 871	756～840
	C	774以下	755以下
解体工事	A	844以上	841以上
	B	752 ～ 843	756～840
	C	751以下	755以下
管工事 その他	A	863以上	840以上
	B	775 ～ 862	751～839
	C	774以下	750以下

(別表2)

(1) 土木一式工事

等級	工事金額
A	500万円以上
B	300万円以上8,000万円未満
C	3,000万円未満
D	1,500万円未満
E	800万円未満

(2) 建築一式工事

等級	工事金額
A	900万円以上
B	700万円以上9,000万円未満
C	4,500万円未満
D	2,000万円未満
E	900万円未満

(3) 電気配線工事及び電気通信工事

等級	工事金額
A	200万円以上
B	2,000万円未満
C	600万円未満

(4) 舗装工事

等級	工事金額
A	全額
B	3,500万円未満
C	500万円未満

(5) 水道施設工事

等級	工事金額
A	200万円以上
B	3,000万円未満
C	1,500万円未満

(6) 管・その他工事

等級	工事金額
A	200万円以上
B	3,000万円未満
C	700万円未満